平成24年第3回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日平成24年9月5日本日の会議平成24年9月10日招集場所長 与 町 議 会 議 場

出席議員

1番 敦子 議員 2番 安部 都 議員 3番 内村 博法 議員 饗庭 5番 分部 議員 安藤 議員 和弘 6番 克彦 7番 金子 恵 議員 8番 川井 哲雄 議員 謙二 9番 森 議員 10番 西岡 克之 議員 11番 岩永 政則 議員 12番 喜々津英世 議員 13番 佐藤 昇 議員 15番 山口憲一郎 議員 16番 堤 理志 議員 17番 西田 敏 議員 河野 龍二 議員 20番 竹中 議員 18番 19番 吉岡 清彦 議員 悟 2 1 番 山口 経正 議員

欠席議員

会

計

課

長

酒井喜代彦

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君 議 事 課 長 村山 和聡 君 参 事 浜野 洋子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 愼一 君 副 町 長 浜野 哲夫 君 教 育 長 黒田 義和 君 会 計 管 玾 者 中山 祐一 君 総 務 部 長 葉山 義文 君 企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君 生活福祉部長 田島 弘明 建 設 長 鈴木 典秀 君 君 部 水 道 局 長 馬木 信一 君 教 育 次 長 勝本 真二 君 政策推進室長 松添 高明 君 総 務 課 長 古賀 洋 君 財 務 課 長 宮崎 望 君 管 財 課 長 山下多喜男 君 税 務 課 長 田平 俊則 君 収納推進課長 村山 政秀 君 企 課 長 松浦 篤美 君 地域政策課 長 大津 鉄治 君 画 環境対策課長 益富 雅彦 君 健康保険課長 小佐々 君 司 介護保険課長 西平 藤井 尚武 君 福 祉 課 長 降邦 君 理 課 農林水産課長 浜口 務 君 管 長 吉村 了 君 農業委員会事務局長 松本 長 日野 君 廣 君 都 市 整 備 課 勉 水 道 課 長 谷口 一美 君 下 水 道 課 長 浦川 圭一 君 教育委員会総務課長 森川 君 生 涯 学 習 課 長 和泉 君 敏幸 嘉彦 スポーツ振興課長 吉村 邦彦 君 監査事務局長 村田 和則 君

君

会議録署名議員

19番 吉岡 清彦 議員 20番 竹中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時24分

平成24年第3回長与町議会定例会

議事日程(第4号)

平成24年 9月10日(月) 午 前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	3 3	長与町防災会議条例の一部を改正する条例	※総務
2	3 4	長与町災害対策本部条例の一部を改正する条例	※総務
3	3 5	平成24年度長与町一般会計補正予算(第2号)	※総務
4	3 6	平成24年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	※総務
5	3 7	平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	※文厚
6	3 8	平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)	※文厚
7	3 9	平成24年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)	※文厚
8	4 0	平成24年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)	※建産
9	4 1	平成23年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総務
1 0	4 2	平成23年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	※総務
1 1	4 3	平成23年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	※文厚
1 2	4 4	平成23年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	※文厚
1 3	4 5	平成23年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	※文厚
1 4	4 6	平成23年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※建産
1 5	4 7	平成23年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※建産
1 6	4 8	平成23年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定 について	※建産

※付託予定の委員会

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第33号、長与町防災会議条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第34号、長与町災害対策本部条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議題について、提案理由の説明を求めます。 吉田町長。

町 長

(吉田愼一君)

皆さん、おはようございます。先週は水、木、金と一般質問をさせていただきました。帰りまして、体がかなりやっぱり疲れていました。皆さん方とともに真剣なる論議をさせていただいたことかなということで、大変感謝申し上げます。きょうは議案審議でございますけども、なお一層の御審議を賜りますよう重ねてお願い申し上げたいと思います。

それでは、ただいま一括提案させていただきました、議案第33号、長与 町防災会議条例の一部を改正する条例、議案第34号、長与町災害対策本部 条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと 思います。

国が定めた災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、地方自治体が制定している関係条例の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

まず、議案第33号、長与町防災会議条例の一部を改正する条例について 説明を申し上げたいと思います。

第2条では、平時における防災に関する諮問機関としての防災会議の機能 を強化するため、条文の修正及び追加をいたしております。

第3条では、防災会議委員構成の明確化を図り、委員定数を総数規定へ変更し、あわせて字句の整理をいたしております。

なお、本条例の施行期日は平成24年10月1日からといたしております。 続きまして、議案第34号、長与町災害対策本部条例の一部を改正する条 例について説明を申し上げたいと思います。

第1条において、引用する災害対策基本法の改正に伴う条文の修正を規定 いたしております。

なお、本条例の施行期日は平成24年10月1日からといたしております。 以上で説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願い申し上 げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第33号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第34号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号、議案第34号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第33号、議案第34号は、 会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了する よう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号、議案第34号は、9月20日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

日程第3、議案第35号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

町 長

(吉田愼一君)

議案第35号、平成24年度長与町一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 7 , 8 9 4 万 9 , 0 0 0 円を追加いたしまして、補正後の総額を 1 2 7 億 3 , 8 4 1 万 2 , 0 0 0 円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正 により御説明をいたします。

歳入の8款地方特例交付金は、額の決定による計上でございます。

- 13款国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金の増額、公園整備事業費交付金の増額などを計上いたしました。
- 14款県支出金では、障害者自立支援給付費負担金、ながさき鳥獣被害防 止総合対策事業費補助金の増額及び地域介護・福祉空間整備等交付金、緊急 雇用創出事業補助金等の新規計上でございます。
- 17款繰入金では、前年度分精算に係る駐車場事業特別会計及び後期高齢 者医療特別会計からの繰入金を計上いたしました。
 - 18款繰越金は、今回の補正予算の財源調整として計上いたしました。
- 19款諸収入では、第1期対策に係る農地・水保全管理支払交付金の返還金を計上いたしました。

20款町債では、公園整備事業に係る充当起債の増額及び発行可能額の決定による臨時財政対策債の増額を計上いたしました。

続いて、3ページの歳出をお願いいたします。

2款総務費では、総合案内機能充実のための電話交換委託料、緊急雇用創出事業により町内在住者を雇用して実施する地域情報等発信事業委託料、情報インフラ整備に係る経費、県立大学シーボルト校との連携による地域活性化事業、町内コミュニティー地区のまちづくり計画策定に係る委託料、徴収嘱託員報酬、統計調査に係る経費等を計上いたしました。

3款民生費では、障害者自立支援給付費、過年度子ども手当負担金に係る 国庫返還金、児童館施設設備工事費、地域介護・福祉空間整備など補助金等 を計上いたしました。

4款衛生費では、一般家庭における電力使用量の削減及び温室効果ガスの 排出量削減による環境にやさしいまちづくりの推進、また町内商工業者の育 成を図るため、LED電球等購入費補助金などを計上いたしました。

6 款農林水産業費では、スイーツコンテストに係る委託料、ながさき鳥獣 被害防止総合対策事業費補助金等を計上いたしました。

8款土木費では、設計・監理などの支援業務委託料の新規計上、町道及び 河川の維持管理に係る経費、公園整備に係る経費の増額及びアスベスト含有 の可能性がある家屋に対する診断経費の補助金等を計上いたしました。

10款教育費では、公民館、文化ホールの改修工事費、諫早市を主会場として開催される県民体育大会の参加補助金、ふれあい広場の公園整備事業に係る経費を計上いたしました。

11款災害復旧費では、町道などの災害復旧工事費を増額計上いたしました。

4ページの第2表、地方債補正では、変更分として市街地整備総合交付金 事業、臨時財政対策債の限度額の増額をお願いいたしております。

以上が補正の主な内容でございます。

議案の後に、説明書及び情報インフラ整備に係る参考資料を添付いたして おります。御参照いただき、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番

(饗庭敦子議員)

皆さん、おはようございます。今の件で、その情報インフラのところでちょっと御質問をさせていただきたいと思います。

15ページの2款の8目の情報インフラ整備アドバイザー報償費というので予算が出ておりますけれども、このメンバーの選出はどういう形でされるかっていうのと、あと、その情報インフラに関してこの参考資料をいただいておりますけれども、この中の3ページの③のエリア放送取得内容で、本町のおおむね全域を放送エリアとするためとなってるんですけれども、このお

おむねとなりますと、本町の中でエリア放送が届かないっていうところがあるのかどうかを教えていただきたいのと、12局っていうのでその送信局を予定するっていうのは、12局を各地域に設定するっていう意味なのか、それを教えてください。それと、4ページの②のコンサル委託費ってあるんですけれども、このコンサルの選出方法、どのような形で委託されるのか。それと、最後にこのエリア放送システムの概要と無線LAN実証システムの図が載ってあるんですが、この中でのエリア放送システムを使う情報インフラと無線LANを使う情報インフラの違いがあるのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。以上です。

議長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田愼一君)

今、饗庭議員の御質問につきましては、詳しいことは所管の方でお話をさせていただきます。この情報インフラにつきましては、長与町の場合は、道路とかそれから上下水道等々のインフラで団地をつくってきた、等々、目に見えるもののインフラについてはずっとやってきとるわけでございまして、今度は目に見えないもののインフラというのは、これは情報インフラでございます。これに防災があったりとか、それからいろんな、何ていうんですかね、行政案内があったりとか託児所案内があったりとか、いろいろなものが目に見えない形でなってくると。そういったものを情報インフラとして整備いたしましてやっていこうじゃないかということでございます。

その中で、一つは防災というのがあるんですね。防災無線というのは今ア ナログでやっているんですけども、これはデジタルにかえなさいという総務 省のお達しがありまして、現在時津町ではもうかえてます。これ2億5,0 00万ほどかかってるんですね。その防災インフラをする場合に、例えば雲 仙市なんかは1万5,000世帯に防災インフラの放送の伝言システムとそ れから受像機を1万5,000世帯に配付しております。これ15億かかっ ております。雲仙市の場合。長与町の場合は、この情報のインフラを整備す るためには2つです、一つは放送、そしてもう一つは無線LAN、この2つ、 通信ですね、この放送と通信を使って、この情報のインフラをもう少し安く、 今言ったお金よりも全然安く、そしてまたそのツールとしていろんなものが できるというような形のものをつくっていきたいというのが本来のこの情報 インフラの私どもの目的でございます。情報インフラというのはあくまでも ツールでございまして、これは目的じゃないんですね。それを通してどんな ものができるか、町民の方がどんな楽しみ方をしているか、どんなものを皆 さん方が欲しがっているかというのを、町の役場の中に若い人たちを中心に そういった委員会を立ち上げて、今そういったものを研究させていただいて いるというので、これが大まかなこの情報インフラの大体の概要でございま す。今、饗庭議員がおっしゃったことにつきましての回答につきましては、 所管の方から回答させていただきます。

議 長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興 部 長

(山田譲二君)

今の御質問についてですけれども、資料の中身の中の多岐にわたる部分で ございますので、若干時間をちょうだいいたしまして資料の御説明をさせて いただきたいと思います。

資料につきましては、議案第35号、平成24年度一般会計補正予算に係る参考資料ということでございまして、既にお手元の方に御配付させていただいておるところでございます。歳出の中におけます企画費の13節委託料につきまして、その予算計上の理由等につきましてまとめたものでございまして、7ページほどになりますけれども、若干時間をいただきまして御説明させていただきたいと思います。

1ページでございますけれども、長与町情報インフラ整備に係る基本的な考え方、現時点での考え方におきましては、その目的、1から5まで掲げております。タイムリーな防災情報の発信であるとか高齢者安否確認や見守り等のセーフティーネットワークの構築、それから行政情報の適切な発信とそれに基づく住民の行政参加の促進、地域コミュニティーの強化のためのコミュニケーションツールでありますとか、あるいは医療・商業等における民間活動を含めたネットワークの構築ということでございます。 (2)といたしまして、システム構築の基本な考え方、システムについての考え方でございますが、最終的には全世帯にその受信あるいは操作できる端末を整備するということでございます。

2点目で、家の中でも外でも通信が可能となるシステムということでございます。

それから3番目は、これは最小限の費用で最大限の効果を発揮するシステムということでございます。

そのような中で、そのポイントとしましては、現状の本町のアナログ同報系防災行政無線について、そのデジタル化からの速やかな移行が要請されておること、そして一定の老朽化が見られること等でございまして、防災システムのデジタル化移行を包含した情報化システムを目指すということを大きなポイントにしております。

それから2点目ですが、家の外でも双方向通信が可能となるシステムを構築する必要があるということになりますと、いわゆる有線、固定系ではなくて、固定系も含むんですが、やはり無線というものの活用というのを視野に入れなければいけないということでございます。

それから3点目に、端末の整備に当たっては高齢者等の弱者に配慮したものであること。

それから4点目に、情報セキュリティに配慮するものであることでございます。

予算計上の内容といたしましては、大きくは(1)と(2)で構成されております。(1)はエリア放送免許取得委託料 201万6,000円でございます。(2)が情報インフラ設計実証費 415 万円でございます、合わせ

まして616万6,000円の委託料を計上させていただいております。

2点目の情報インフラ設計実証費につきましては2つの項目に分かれまして、1点目が無線LANシステムによるアナログ防災行政無線設備のデジタル化、それと無線LANシステムそのものが持っておる双方向情報ネットワークの設計、実証を行いたいということでございます。それから、2点目につきましては情報インフラ整備検討のための調査委託料、これは無線LANに限らずですけれども、あらゆる手法における先進地事例等あるいはそれに基づく一定の評価、これらのことにつきまして今、ワーキングで取り組んでおりますので、これらの専門のコンサル業者に委託というような形でその資料調整等も含めてお願いしたいという形で考えております。

次のページをおあけいただきたいと思います。エリア放送の概要につきま して、1点目、エリア放送免許取得委託料に係るもののエリア放送の概要に つきましてですが、エリア放送はホワイトスペース放送用などの目的に割り 当てておられますけれども、他の目的にも利用可能な周波数を活用し、一定 区域の需要に答えるために行われる放送であり、防災情報等を含む地域情報 発信手段として地域情報化施策の一環としての有効活用が期待されていると いうことでございます。このホワイトスペースと申しますのは、いわゆる地 上デジタルの今の一般的なテレビ放送のチャンネルでございます。一般的に は40チャンネルほどがございますけれども、そこの電波が有効活用されて いない電波を利用することができるということでございまして、本年4月2 日に制度施行されたものでございます。エリア放送の特徴は以下のとおりで ございまして、まず、メリット、利点としましては同報性、即時性にすぐれ ていること、ふくそうしない。これはよくインターネットあるいはインター ネットの中のメールも含むんですけれども、タイムラグが生じる、あるいは ストップするといったようなことが放送ではあり得ないということでござい まして、同報性、即時性にすぐれております。それから、この電波自体の特 性としまして遮へい環境に強いため、モバイル端末が仮に屋内にあっても、 それは受信が可能と見込めるということでございます。それから、テレビで の受信、放送でございますので、基本的にはテレビを相手にするものという ことになります。ただ、その受信設備自体は既存ので受信できるのか、ある いは新たにその受信アンテナ等を設置しなければならないという場合も含ま れます。コンテンツとしましては、映像、画像、音声、データの情報伝達が 可能であること、字幕も当然可能でございますので、視覚障害者の方あるい は聴覚障害者の方の利便性に配慮したものという評価を受けておるようでご ざいます。通信料がかからないということでございます。インターネットは 当然通信料がかかるわけなんですが、放送でございますので、通信料はかか らないということでございます。エリア放送のエリアという名前のとおり地 域密着型放送でありまして、例えば一定の災害等の評価におきましても、そ の地域にあった情報が流せる、あるいは行政情報等いろんな情報におきまし てもしかりでございます。

ただ、一方で課題ということでございますが、一般放送、いわゆる今の一

般的な地デジのそのチャンネルの電波に干渉を与えてはならないということでありまして、あくまでホワイトスペースというすき間活用であるということでございます。それから、1送信局当たりの放送区域は最大で半径1キロ程度でございます。全国で展開されているエリア放送の例を見ますと、例えばある施設の一定の区域、あるいは商店街、あるいは大学の敷地内といったような例が数多くあるところでございますが、本町におきましてはこれをメッシュ型に組み合わせることによりまして、基本的には全町内、おおむね全町内に広げたいということに考えております。

次に、ワンセグ受信機能のないモバイル端末、これは古い携帯電話でありますとかあるいはアイフォーン関係、このあたりについては受信機のそのものがない機種もございますので、このあたりはワンセグ自体は受信できないという形になります。受信する場合は別途受信機が必要ということになります。エリア放送は長与町内だけの放送でございますので、エリア外では、長与町外では受信できません。通信、双方向の利用につきましては、現在国において研究が随時進められております。運用に当たっては住民が平常時に視聴しているような魅力ある放送コンテンツが求められるということでございまして、役場職員全体でこのコンテンツをつくり上げていくということになろうかと思います。

それから2点目ですが、エリア放送免許取得の目的でございますけれども、以上のような特徴から、エリア放送は携帯電話等のモバイル端末及びテレビを媒体とした情報伝達を同報かつ即時的に可能とするものでございまして、運用にあたっては受信者に通信料を負荷することなく運用することができるということ、また、このインフラ整備により商店や情報等の民間活用や地域コミュニティーにおける有効活用も期待されるとともに、制作した情報コンテンツはインターネット等を通じて町外への情報発信として利用するなど、本町の情報インフラの整備に当たっての考え方にマッチする有効な情報ネットワーク手段の一つであると今、踏まえております。

一方で、エリア放送の活用に当たりましてはUHF帯放送電波の空きチャンネルを利用する必要がございますが、その空きチャンネル自体が希少であり、また電波法に基づく許可が必要であるとともにその許可は申請の早い者が優先される先願主義となっておるところでございます。以上の理由から、エリア放送取得へ向け速やかに取り組むものでございます。

3ページ目でございますが、エリア放送免許取得内容でございますけれども、本町におきましてはワンセグ及びフルセグ放送、ワンセグ放送を含むフルセグ放送を行う。したがいまして、端末は携帯等のモバイル端末プラスその自宅のテレビ、これを対象にしているものでございます。本町のおおむね全域を放送エリアとするため、12局の送信局を予定しております。1局がおおむね半径1キロメートル以内ということになっておりますので、これをメッシュ型に組み合わせるということで12局を予定しております。チャンネルにつきましては、同一チャンネル間の混信を避けるため、3局のチャンネルを確保するということでございます。この3局のチャンネルを確保して、

1局ごとに違う番組、中身かといいますと、それは基本的には一緒のものということで考えます。12局の送信局におきましても、1局1局ごと中身が違うかということになりますと、それは同じものでございます。同じものを3チャンネル使って12の送信機、その地域に一斉に流すということでございます。

積算におきましては、免許申請料が法定でございます3,550円の1局掛け12局で4万3,000円、落成の検査手数料が、これも法定でございます3万3,900円掛け12局で40万7,000円でございます。その他、無線設備費、これはサーバー送信機等の使用料、電波調査設計申請書等の労務費で156万6,000円、合計201万6,000円を計上させていただいております。

エリア放送免許取得後のスケジュールでございますが、免許を今年度内に 取得できますれば、その後サーバー送信機器等の整備、コンテンツの制作、 放送開始という順序でいきたいと思っております。

大きな2点目でございますけども、情報インフラ設計実証費でございます。トータルで415万円、これが先ほど申しましたとおり、1つ目、2つ目、2つの要素からなりまして、無線LANシステムによるアナログ防災無線等のデジタル化等の実証試験費、これが160万4,000円、2点目の情報インフラ整備検討のための調査委託料が254万6,000円ということで計上させていただいております。

1点目の無線LANシステムによるアナログ防災行政無線設備のデジタル 化及び双方向上ネットワーク化でございますが、事業の目的につきましては、 本町が目指す情報インフラの整備におきましては、先ほども申しました点で ございますが、住民の外の動きにもついていけるということでございますれ ば、携帯回線や無線LANなどに代表される何らかの無線通信システムが必 要となると。また、現状のアナログ同報系行政無線については先ほど申した とおりでございます。

4ページ目になりますけれども、このため今後の情報インフラ整備の検討にかかり、無線LANを活用した防災行政無線のデジタル化及び情報ネットワーク化の有効性について実証試験を行いたいということで考えております。

事業の内容としましては、防災システム等の連携、ハイブリッドということですが、無線LAN使用のサーバーやデジタルアナログ変換器を用い、既存のアナログ防災システムを接合し、既存の拡声機の使用検証、また特定の端末への緊急放送等のセンター機能の代替。これは、例えば防災担当者がある一定、あるいは自宅を含むある一定の場所において、そこを親機として変換して放送を流すと、役場に行かなくても即座にできるというようなシステムでございます。そして、双方向通信でございます。専用端末や監視カメラ等を用い、映像データ等の双方向通信にして幅広い実証試験を行うということでございます。それから、特定地域での双方向通信やIP電話の実証も行います。強制的な情報伝達の可能性につきましても実証を行います。それから、インターネット接続によるその他多機能化の検証もいたします。

積算といたしましては、機器の使用料等、労務費等で160万4,000円を計上、積算しております。情報インフラ整備検討のための委託料、これは大きな2つ目の2点目でございますけれども、これは各種情報インフラにつきまして先進事例の調査やその有効性についての評価などの行うためのコンサル委託料でございます。

参考資料としまして、5ページ、6ページ、7ページに簡単なポンチ図を 載せております。

5ページにつきまして、エリア放送システムの概要でございます。エリア放送システム自体は非常に簡易なものでございまして、放送の基地がありまして、番組、制作、編集そしてサーバーで送信するということでございます。そして送信機、これは基本的に防災無線等の公共施設になろうかと思いますけれども、ここを12局予定しております。このラインは光ファイバーあるいは無線LANなどの媒体によって結ばれます。送信機から流れるものが、屋外ではワンセグ受信ができますということでございます。携帯端末スマートフォンタブレットでございます。屋内におきましてはテレビの受信、あるいはワンセグ受信、携帯等がございます。テレビにおきましてはアンテナの受信というのが必要でございます。

放送コンテンツとしましては、以下に大きな5点を計上させていただいております。

6ページでございますけれども、現在エリア放送を行っている南相馬市、これは南相馬市自身が免許を取っておられるわけじゃないんですけれども、連携して民間会社でやっておられるということでございますが、左、大きな画面がテレビ画面でございます。データ放送とそれからその動画、映像が流れておるわけなんですけれども、これがテレビ画面になります、今のデジタル放送とほぼ同じような中身なろうかと思います。画面を大きくすれば、画面いっぱいに当然広がります。右側がワンセグ画面例でございまして、同じようなデータ、それから動画なんかが出るということでございますけれども、テレビではフルセグで映りますので、やはり画像の鮮明さというのが際立っております、今のテレビとほぼ同じ内容ぐらいになるのかなと、映像がそのぐらいになるのかなという形を思っております。携帯等ではワンセグになります。

7ページでございますけれども、無線LAN通信を利用した情報ネットワークでございますが、下の方の7ページのポンチ図でございますけれども、左側が中央制御装置、役場の今ある中央制御装置が左下でございます。それから同報無線等これが60カ所ぐらいございますかね、この部分でございます。現在、下の黄色の部分で、単純には中央制御装置から60メガヘルツの周波数におきまして無線機アンプ、スピーカーという形で流れておるところでございます。ここにその左側の上の赤い枠の中央制御装置、サーバー編集機と組み合わせることによりまして、これが無線LANシステムでございますけれども、ここで2.4ギガヘルツの周波数におきまして無線LAN中継器に情報を送りまして、その情報はデジタルアナログ変換装置によりまして

既存のスピーカーに連結できるということでございます。いずれこの左側の下の、今の既存のアナログにつきましては、その器械等が古くなったときには、ここはもう二重的な投資はならなくて済むというような形も考えられます。無線LANによりまして携帯端末タブレット等のモバイル端末に情報が参ります。それから、無線LANによりましては屋内への電波というのといませんでございまして、ここは受信の一定のアンテナが必要であるということでございまして、一般的にはパソコンあるいはタブレット等でございます、テレビに直接というのはございません。それから、あるいは監視カメラ気象情報等におきましても、この無線LANによりましてびます。それから情報をもらうということは可能でございます。まりで、相手方から情報をもらうということは可能でございます。先ほど申しました防災担当者におきましては、防災端末を例えば自宅に置きまして、庁舎にたどり着けなくても自宅から庁舎同様に通報発信が可能ということでございます。ポイントとしましては、右下のほうの6つの点につきまして、今御説明した点を計上させていただいております。

以上、説明の上で申しわけございません、長くなりましたけれども、今、 饗庭議員の方から御質問があった点につきまして御説明を御回答したいと思 います。

情報アドバイザーの報償費というのを計上させていただいておりますけども、今御説明した以外の経費でございます。情報インフラに関しましては、このほか旅費等、町内の検討委員会の中での先進地等の実施等を含めまして旅費それから報償費等を組ませていただいておりますけれども、そのアドバイザーのメンバーの選出ということについてどのような手法をとるのかという御質問だったと思いますけれども、このアドバイザーといいますのは、全体的に我々が検討する上で道筋、大きなところでアドバイスをしていくということで考えております。したがいまして、その実績のある方、他地域でもその実績のある方、そのような形で、特にこの情報ネットワーク系にお詳しい専門の方という形で考えております。例えば大学のその専門の教授でございますとか、あるいはその他一定、いわゆる第三者的に平等な評価ができるような方という形で、一応1名そういうアドバイザーを置きたいということで報償費をお願いしているところでございます。

そして、参考資料のエリア放送がおおむね町内ということはどういうことかということでございますけども、今のところ12局におきましては28平方キロメートルございますけれども、すべてを網羅できるかどうかはちょっと微妙なところでございます。特に山間部のところにつきましては、一定そこのところまでは電波が届かない可能性もございます、その意味でおおむねということで表現をさせていただいております。

12局を設定するというのがどういうことかということでございますが、 先ほど御説明をいたしました12局の放送の中身は一緒でございます。1平 方キロメートル程度しか最大届きません、半径1キロメートル程度しか届き ませんので、12局程度の送信機の基地をつくりたいということでございま す。 4ページの委託料、先ほど申し上げました254万6,000円の情報インフラ全体の、例えば情報収集等のための調査委託料ということでございますが、これは一般の我々が通常でやっております業者の基礎があった上で、その価格あるいはプロポーザル的なところも考えられると思うんですけれども、そのあたりを評価いたしまして適正に業者自体の選定をさせていただきたいということでございます。

最後に、エリア放送と無線LANシステムの内容の違い、コンテンツも含 めてということでございますでしょうけれども、エリア放送自体は、先ほど も申しましたように放送でございますので、基本的にはテレビが主体になる ものと考えております。それにワンセグを組み合わせておりますので、携帯 端末におきますワンセグ受信機能のある携帯等につきましては、それもワン セグで受信できるということでございます。あるいはカーナビ、などではフ ルセグも今、大分出てきておるようですけども、それでも当然町内であれば 受信できるということでございます。それから、その特徴としましては、エ リア放送自体は通信料が無料であるということ、それから、その電波の性格 上、ふくそうしない、負荷がかかってもタイムラグが生じたりストップした りすることはないということが特徴かと思います。一方で、無線LANにつ きましては基本的にはパソコン系でございますので、インターネットを含め た双方向通信のシステムでございます。相手方からも一定の情報が受理でき るという形でございますけれども、したがって、室内では基本的にはパソコ ン系、そして外では、これは一緒でございますけれども、携帯端末等のモバ イル端末で、今、我々がやっているようなインターネットを含めた情報通信 を行うということでございます。

大変長くなりましたけれども、以上でございます。

議 長 (

(山口経正議員)

饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

今、御説明いただいたんですが、私が聞きたいのはそのエリア放送が本当に必要なのかなというところで、その防災システムとしてはこの無線LANを通じた情報ネットワークっていうのを進めていく情報インフラでいいのではないかと思っておりまして、このエリア放送というのは先ほどからも説明がありましたように、テレビ、ワンセグということで、受ける方がやっぱりつけないと見れないという状態ですよね。なので、防災を図るという上では、今アナログ放送で聞こえない所も含めて聞こえるようにデジタル放送にするっていうことはわかるんですが、そのエリア放送が、先ほども山間部が聞こえないかもしれないということであれば、そのあたりを聞こえない場合をどうするのかというのを考えた上での予算であるのかというところでお尋ねしました。もう一度、そのだから違いで無線LANの方にもっとこう予算を組んでいって、エリア放送っていうのが必要ないのではないかと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興

(山田譲二君)

部 長

受信の端末がエリア放送であるということであれば、テレビであるということと申し上げました。テレビはやはり何と言いましょうか、住んでるリビングであるとかの真ん中にあるものがいまだにテレビでございまして、例えば、インターネットを使えない方にとりましてもテレビは当然お使いになっておられるということでございますし、さらに通信料ということを考えますとテレビというものの有効性というのは出てこようかと思っております。

テレビで受信できるということがかなりの放送としてのメリット、そして その電波が遅延なくふくそうせずに届くということ、これらのことを踏まえ まして、この放送の有効性というものを現時点で強く認識しておるところで ございます。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

饗庭議員。

1番

(饗庭敦子議員)

山間部のお尋ねもしたんですけれども、そのあたりも含めて、先日も申し上げましたけど、住民が本当に望んでるのかなという調査をしてからそのエリア放送とか取り組まれるといいかなと思うんですが、先にこのエリア放送というところにいろんな御説明はいただきましたけれども、取り組む必要性というのが、テレビは一般家庭にもちろんあるんですけれども、テレビ放送の中で今はケーブルテレビとかもありまして、いろんな情報は入ってくると思うんですね、テレビで見る分に関しては災害の情報も入ってくると思うんです、つけた時点で。だから、そこでエリア放送にする、長与町でその特色を出すとした場合に、本当に必要なのかなというところがあるので、やはり、住民調査をして大半の住民が必要であるということであれば、していただいてもいいのかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田愼一君)

今、お話がございました。放送と通信というのを一緒にやっていくところに厚みっていうのがあると思うんですね。南相馬市で今、放送がやってます、これは総務省主導でやってます。あそこ今、町は壊滅しておりますのでね、総務省が総務省主導でテレビでちょっとやってるということでございます。テレビをやっておりますと、皆さん方がや、例えばいろんな情報を、例えばシーボルト大学と組んで学園祭をやると、それを放送するとか、それから町内会の文化祭の模様とか、そういったこともできるわけですね。それが今、この海域、長与の空間の中にはもう既存のテレビ局とNHKがありますから、もう枠がないんです、3局しかないんですね。これ3局しかなくてこれが先願主義ですので、ほかのところがこの枠をとってしまうと、もうとれないというような状況になるわけですね。今その放送をとるということ自体が大してお金がかからないと、まずは取っておくこと、免許を。そしてその後の活

用っていうのを今言ったような形で、今、若い人たちを中心に、長与町の町民の目線で何をやりたいのか、何ができるのかというようなことにつながっていくと思うんですね。だから、これはあくまでも、先ほど申し上げましたようにツールなんですね。だから、本当はその先にあるもの、その先にあって一つ一つが、例えばお年寄りの方がそれを使って非常に便利であると、そういったものが必要だということが一つあります。それともう一つは、放送自体も今からまだまだ進化してくるんですね、そういったものを含めると、やはりこの際、きちっとした形で熱く● っておいて、そしてこの情報インフラの整備の一助にしていただければ非常に熱い取り組みができるんじゃないだろうかと、そういうふうに考えております。

議長

(山口経正議員)

ニーズ調査の件についてもお尋ねですけど、答弁は。

企画振興部長。

企画振興 部 長

(山田譲二君)

住民のニーズ調査について、それを先にやることによって、その一定の評 価をした上でやるべきでないのかということでございますけれども、このエ リア放送あるいは情報ネットワークシステムそのものにつきましては、新し い施策としての防災を含めた弱者への見守り等も含めて、それを一定そうい うことを中心に掲げられて、私の口からは大変恐縮ではございますけれども、 新町長がその施策を上げられてなられたということ自体の重さ、私自身にと っては、ある意味一丁目一番地ということで考えております。いろんな継続 事業はある中で、これにつきましては早急に何らかの形で取り組みたいと、 そういう意気込みを町長の方からお伺いしております。そういった中で何が できるのか、調査ばっかりずっと半年1年間やって、それでそういうことを ある意味時間をかけてやっていくということも一つあるのかもしれませんけ れども、今のホワイトスペースの希少な価値ということも含めると、この放 送自体が住民にとって防災に限らない中での情報のやりとり、やりとりとい いましょうか情報の発信ができる、そして、あるいは観光、あるいは商店街 の情報、あるいはそういうものにも結びつく、そしてそれが隅々まで届く、 こういうシステムをいち早くとることによってその住民の御期待にこたえら れるものでないのかなという感じで、今所管としては考えております。

そして、さらに免許を取るということ自体につきましては、これ自体がその空きスペースがあるのか、どこまで届くのかということを一つ一つ検査を受けながらやっていくというシステムになりますので、仮に空きスペースもなく、町の中である意味ここしか、一定地域しかないというようなことであれば、その調査自体が免許の取得という中に含まれておりますので、そういう空きスペースがない場合は、この免許取得は技術的にも国の承認上もできないという形になります。先に電波調査をすればという話もあるんですけれども、これにつきましては、そういった形の中でそういうことを含めて免許なんだということで御理解いただきたいという形で思っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番 (吉岡清彦議員)

今いろいろ説明を受けておりますけども、要は、これは、この予算という のは約616万何ぼですね、これはこれでわかりますけども、要は、これか ら先がどうなるかというのがこれからのこの予算を我々も審議する中で、お 聞きする中での大事なことじゃないかと思っております。免許取得するとか、 こういう設備をするとか、これぐらいで今後終われば、私たちもそれはいい かなという気もしますけども、今後これによってどういう形が進展していっ て予算がどれだけかかるのか、少数なる金額で最大なる効果っていう町長の 言葉もあります、それはそれで期待しますけども、じゃあ今後これをやるこ とによって住民にどれだけの負担がかかるのか、あるいは町自体にどれだけ の費用がかかってくるのか、大事な先の見通しが我々にはまだはっきりした ことがわかりません。それとあと、これをすることによって職員の体制が今 のままでいいのか、やっぱりこれをするためにあと1人2人配備しなきゃな らない、そういうことも考えなきゃなりません。そういう点を含めてこれか らの見通しを、先ほどちょっとアンテナを何か負担がしなきゃならないとか いう言葉も出ましたけども、ちょっとそういうところを私なりに尋ねたいと 思います。よろしくお願いします。

議長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田愼一君)

今、議員さんがおっしゃることは、確かに至極当然だと思うんですね、ど のぐらいお金がかかるかというのがやっぱり一番それは心配事だと思うんで すよ。それで先ほど申し上げたんですけども、やっぱり情報の中で特に防災 ということを考えた場合には、やはり長与も本当に物すごい雨が、187ミ リという雨が降って、そして今ゲリラ豪雨とかいろいろなものが起こってき てますよね、そのときに、窓を閉めていたら入ってこない、そうすると、や っぱりどうしてもやっぱり安心・安全という意味で言ったら、身近なところ にその情報が入ってくるというのは今から先、必要だと思うんですね、これ は一番の問題は、やっぱり安心・安全ですので。それで、いち早くやったの が、先ほど言いました雲仙市なんですね。雲仙市は防災のみで各家に受像機 を1万5,000世帯置いてやったのが15億かかったということでござい ます。私はそういうことは考えておりません、もっと全然安いお金でやって いきたいと思ってます。タブレットあたりも今、最初から1万6,000世 帯やろうということでなくて、まず実験的にどこかの地域を選んでやっても らうか、あるいはその消防団の方々とか自治会の皆さん方にやってもらうか、 そういったものをしながら、いやこれは不足してるよとか、これがここあっ たらいいんじゃないかなというのを検証しながら、示されていくというよう な形で、そのあたりは非常に安心な形で費用対効果というのを一つ一つ吟味

しながら、そしてゆっくりとこれは進めていこうと思ってます。以上です。

議 長

(山口経正議員) 企画振興部長。

企画振興

(山田譲二君)

部 長

済みません、私の方からはトータルの経費の考え方につきまして、今、町長申し上げたとおりということになります。先ほどの御質問、特にエリア放送についてに限っての今後の施設整備費等ということでございますけども、一定の積算はしておるところでございます。イニシアルのコストにつきますけれども、サーバー機器、送信機、工事費等を含めまして、おおむね2,00万円程度、あるいはそれ以上、2,000万から3,000万程度でできやしないか。他の地域を見ますと、その1局を整備するのにおおむねイニシャルが四、五百万というぐあいに言われておりますけれども、その程度のところを考えております。

一方、ランニングコストでございますけれども、これは電波の料金、電波の法定の使用料というのが1局につき3万1,800円でございまして、これが12局分かかります。それから、無線機までの回線の使用料が、これはまた詳細はあれなんですけれども、数十万円もしくはちょっとそれを上回るぐらいなのかなと。それから電気料、それから一つここをどうしていくかというところがあるんですが、運営委託料ということでございますけれども、コンテンツの制作を含めて役場の中でどこまでできるか、あるいは専門の業者委託なしではなかなかできないところもございますので、このあたりを幾らか見込めますと数百万、全体的には数百万程度ということを考えております。そして、それに含まれないものでございますので、今つけておらたテレビのアンテナの整備費。放送の電波でございますので、今つけておられるUHFのアンテナで、受信できる場合もあれば受信できない場合もあろうかと思います、そういうところではそれなりのアンテナの整備というのがかかろうかという形で思います。

そして、もう1点が本町における有線、ケーブルテレビの受信世帯、6,000世帯をのぼる世帯数がおられますけれども、ここへの対策ということでございますけれども、なかなか外の方にアンテナを立てるということもその地域的なところから難しいところもあられるようでございます。室内の受信アンテナあるいは、もしくはそれでできないということであれば、今、若干ケーブルテレビさんの方とシステム対応のところをお話をさせていただいておりますけれども、根元のケーブルテレビの放送を利用できないかということも含めてそこは考えておるところでございます。

そして、タブレットのお話、例えば端末を新しく配付するかどうかという話につきましては、基本的には今のテレビでできるだけ、テレビとか持っておられるモバイルの端末で映れるようにということでございますので、それらをどうやって配付していくかというのは、このエリア放送を他も含めた大きなシステムの中でどういった御利用の形態をしていくのかというのは考えていかなければいけないという形を思っております。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

もう1点、職員体制についてもお尋ねですけど。

町長。

町 長

(吉田愼一君)現在、庁舎内の中で若い人たち7人ほど集まっていただいて、これを今もんでもらってますけれども、情報系の課がありますので、その中で考えてみたいと思ってます。そしてまた委託という方法もあるかと思うんですね、そのあたりも含めて、今から検討入ってみたいと思ってます。

議長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)

何かこうあやふやで、構想としては、それはすべて何事も言葉としてはい い響きが私も聞こえます、これですね、これは本当にいいのかなと思ったり します。総務省がデジタル化にするって、それはそれなりの一つの基本的な 姿勢もあるでしょう。しかし、今こう聞いとってなかなか、極端に言えば、 何ていいますかね、自治体の破綻といいますか、そういうことを招くような、 私なりにひどく心配をする面もあるわけですね、やっぱり慎重に、これ私も 聞いておるわけですけども。今までも、インターネットか何かするときに委 託をして、何かもたもたして、乗らないのか、あるいは1カ月後に乗ったと か、そういうことも今までずっとこの議会でも言われてきてます。またこれ を委託にして、それが100%その役割を果たすのかというのもまた心配で あります。そういうことの本当に企画をもって、計算をもってやるのかひど く心配、そしてまた住民の、先ほどから出てますように、ニーズが本当に一 致しているのか、そういうのも心配、そういうとこの中で、先ほどもちょっ と聞きましたけども、じゃあこれを各世帯なら世帯に持っていただいて、そ の持ち方ですね、希望するだけの人に持ってもらう、そういう体制なのか、 それこそすべて持てと言うて、これを利用しろと言うて、強制的にその末端 の機器ですかね、ちょっと名前、私もいろいろわからないとこがありますけ ども、そういうものをさせるのか、ちょっとそういう点について再度お尋ね します。

議長

(山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興

(山田譲二君)

部 長

端末の配備に係る御質問でございますけれども、ただいま申し上げましたのは、エリア放送については、基本的には既存のモバイルあるいはテレビによる受信というのを最大限利用していただくと、できるようにしたいということで考えております。エリア放送をするためにいきなりタブレット端末を整備するというようなことの考えは、今、持っておりません。タブレット自体は放送も受信できるし、あるいはインターネットを含めた通信という利用、あるいは地域独自のアプリケーションをどうしていくのか、新しい開発も含めてどうしていくのかというのを総合的に考えないとタブレット自体はできないということになりますので、そこを含めたところで考えていくというこ

とになります。したがいまして、その後、いろんな放送以外のを含めたいわゆる二重三重の補強といいましょうか、そういう両者かみ合って情報ネットワークができていくわけなんですけれども、そこの一定ラインが見えたときに、全世帯に一同なのか、あるいは弱者の方々から、あるいは地域防災の方々、関係者の方々か、そのような形を含めて、この折には当然実証も含めてということになりますけれども、そこを含めて順次考えていかないといけないという形で、今、順序立てはそのような形で考えております。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

先ほどの山田部長の説明を聞いていて私が一番危惧するのは、大変便利な、 意味もよくわかりますけども、もう最初に頭に浮かんだのが、各人が、町民 が自宅におって、いろんな情報をいながらにして得られると、非常に便利な ことでございます。しかし、これによってもう自治会の触れ合いとか、そう いうものがどんどんなくなっていくんじゃないかという危惧がいたします。

それと、テレビ等も使うということですが、現在地デジのテレビが各家庭に入っとるわけですが、65歳以上の老人が今現在8,000名を超えた状態ですが、老人クラブ等で話をしますと、データ放送、それすらも全く意味がわからないというような状態ですよね、現在。私の女房にもいろんな情報は、これはこう押せば、こう見らるっとぞと教えても、なかなかそういうまた必要性も感じていないということでございます。一つ、町長の話では防災を基本にということでございますが、やはりこれは私が客観的に思うのは、行政の方からこういうシステムを押しつけるという感じにしてなりません。それと、新しいものということで、非常に魅力的なものであります。これは若い人等にとっては非常にいいものかと感じることもあるかと思いますが、行政で町民に対してサービスという前提は、やはり大きなニーズがなからんといかんと私は思っております。そういう意味では、町長のお考えはいかがでしょうか。

議長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田愼一君)

今の時代は、携帯一つ見てもすべて皆さん持ってらっしゃって、そういう時代になってきてるんですね。私は、それによって人間関係が、例えばこう希薄になるとか、そういうことじゃなくて、逆にもっと密になるような、そういう形の使い方をしていただきたいなと思うんですよ。例えば、そのテレビ、例えばエリア放送で考えますと、老人会でやってらっしゃる方々の話し合いの場を放送で出してあげたりとか、子供たちの学芸会の風景を出してあげるとかというのも話題になると思いますし、そしてまた、一つのテーマについて御夫人さんたちとの討論会をやってもいいと思いますし、そういった

いろんな企画が出て、自分たちが出ていきますから、それ物すごく話題になってくると思うんですね、4万3,000人の町ですので、それによってまた違う会が発足したりとか、違うところに話が展開したりとか、そういった意味での人と人とのつながりというものができるような、私は先ほど申し上げましたように、これはあくまでもツールと思ってるんですよね、だから、その先にあるものは、やっぱり人が人として触れ合えるものだと思うんです。

そしてもう一つは、やはり住民の視点で考える。つまり、こちらの方から押しつけるんじゃなくて、こういったものができる、こういったものをしてみたらどうだろうかと、そういったものを今いろんな意味で研究をしておるというところでございます。

議長

(山口経正議員)

西田議員。

17番

(西田 敏議員)

町長のお考えも確かに一理はあると思いますけれども、私は予想するに、まだ今の時代、そう思うようにいかんと思いますけれども、ただ、この携帯電話とかこういうものでもまだ始まって20年足らずですよね、そして特に最近は便利になってきとる。タブレットとかそういうものもつい最近ですよ。こういうものを使ってということでございますが、これは想像ですから、町長の発言も恐らく予想であると、そういうことを希望するという意味合いも含まれとると思います。本当にそういうふうになってくれればいいわけですけれども、予想、予想というよりも、こういうシステムをある面では実証実験をするためにこのエリアの獲得が必要だという説明です。これを本当に今、長与町がですよ、早急に取り組まなければいけないことなのかですよね。例でこの南相馬市の事例が載っておりますけれども、こういうレベルであれば、本当はインターネットで今はホームページで知ることができるぐらいのレベルですよね。

もう一つ、いつも気になるのが、広報ながよ、これをどれくらいの人が熱心に読んでおられるかと。以前役場でも、役場ちゅうかアンケート調査をしたと思うんですが、あんまり読むという読んでる人が、何%おったのかと、そんな高い数字ではなかったと思いますけど、もしどなたか職員でその数字を御存じの方は、一応よく読んでいるという、何%ぐらいおられるのか。

議長

(山口経正議員)

政策推進室長。

政策推進

(松添高明君)

室 長

今の件につきましてはちょっと把握はできておりません。申しわけございません。

議長

(山口経正議員)

西田議員。

17番

(西田 敏議員)

長与議会でアンケートをとったところ、町議会の資料で何%ぐらいが読ん でるかということは、非常に低いあれですよね、必要なところだけしか読ま ないと。本当にこういう情報を、私たちもパソコンでは情報はよく見る方なんと自分では思っておりますが、そこでも本当に必要な情報というのはどれくらいあるのかなと。自分でも長与町の情報を時々見ますけども、それは数として1月に五、六回ぐらいしか見らんしですね。

それから、防災の先ほどの内容が各家庭に知らせることができると、それから各家庭からも情報を得ることができると言いましたけども、以前私、一般質問で、今、地デジのテレビでは長与町の雨量とか河川の水位は即座に見れることができるわけですよ、そういうことを今度は逆にできるんですよということを知らない人がもう非常に多いわけですね。一般質問で聞いとった人が使い方を教えてくださいと何人からにも聞かれましたけれど、そういう今状況だと思うんですよ。しかし、いろんな今からの状況で各自そういうやり方もだんだん覚えてはいくかとは思いますが、そういうところからもひとつよく検討をしていく必要があるんではないかと。先ほどニーズの調査の件も同僚議員が言いましたけれど、本当にやっぱり私は、まずどういうニーズがあるのかと、そういうことも参考のためにする必要があるかと、私はやっぱりそこから始めるべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

議長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田愼一君)

現在言われてますことは情報化社会ということで、皆さん方の周りにあるパソコンとか携帯とかテレビとか、もう実はその時代になっているんですよね。私はだから、検証ということも大事でしょうけども、しかし、私どもが一番やっぱりせんばいかんことは、吉岡議員がおっしゃったように、やっぱりお金がね、もう途方もないお金を払って、これはどうにもならんばいというようなことがならないように、そのあたりはこの情報化社会で今やってる中で何ができるかということをもう少し検討していただくということが一つあります。

それともう一つは、先ほど言った電波というのは先願主義ですので、これも取られたら、もう次できないんですよね、全く。だからその検証、実証だけでもさせていただいておってもいいと思うんですよ、その後いろんなことができると思いますので、とりあえずはそこのとこまでは行かせていただけないかなと。つまり、電波が通るのかどうか、そしてデジタル化できるのかどうか、そういったのの検証ですので、そういったところは今回ぜひさせていただいて、そして今、並行してその部分もずっと検討をさせていただくと。いわゆる町民目線で何が必要なのかと、どういうニーズがあるのかということもきちんとした形で御提案させていただくようなことをしていこうと思っております。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

20番、竹中 悟議員。

20番

(竹中 悟議員)

20番。私は今のちょっと関連の質問なんですけど、10日前に一応書類 をいただきまして、私自身余りこの、何ていうんでしょうか、情報インフラ というのに明るくないもんですから、いろんな方に御相談をしたんです。長 与町の方にいろんなもう中心に、そして私たちの年代を含めましてどうなん だろうかと。まず、タブレットとか端末機入れてやるんだという話をまずし まして、この話は今、少しずつ町長はトーンダウンをしてきてるようですけ ど。そうすると、基本的にはそげんた要らんという人が9割ぐらいおられる んですね。10人聞いとって、議会も聞いて、大体9人ぐらいの方はいや、 もう携帯電話も何か2,000ぐらいその機能があるけど、使い切っとるの は何か3つか4つか使い切らんと、そういう状況の方が多いということをま ず申し上げときたいと思うんですね。同僚議員がずっと3人おっしゃったん ですけど、私も全くそのように考えてるんですね、住民のニーズがどうなの かと。ですから、今その部長のお話を聞いとっても、金額がアバウトアバウ トなんですよ。そうすると、最終的に幾ら要るかってわからない。しかしな がら、何かその電波の先行取得をしてさせてほしいという町長のお言葉なん ですけど、町長が提案されるホワイトスペースっていうんですか、これ以外 にもエリア情報の発信というのは今からどんどん出てくると、私はそのよう に思ってるんですよ、なぜこのようにこれに固執をされるのか。先ほどこの 説明をいただきましたけど、この説明全体では、私はちょっとまだこの時間 帯では把握をできません。それで、なぜホワイトスペースに固持されるのか、 それを一つまずお尋ねをさせていただきたいと思います。

それから、これは住民の方にいろいろ質問してくれと言われたもんですから、私の言葉を使って代弁としてお尋ねをするんですけど、その免許取得委託料が201万6,000円ですか、それから情報インフラ設計実施委託料が415万とありますけど、これは免許取得、実証実験には特別な資格が必要なのかどうかっていうのが2つ目ですね。

それから、局ですね、そのアンテナ局を要は10カ所か12カ所かつくるということですけど、これで全体を網羅できるかどうかはわからない、だったら何でやらなくちゃいけないのかですね、この辺の疑問もあります。

それから、先ほど出ました、要はケーブルテレビを使ってる方が約6,000、そうすると、長与町が1万6,000ぐらいいらっしゃいますので、3分の1ぐらいはそれを利用されてるわけですね。その根っこの方に入れ込むというふうな部長のお話もありましたけど、これもまだ未確定ですね。ですから、いかにこの数字っちゅうのが、どこを見て私たちは考えればいいのか、そしてまさに、またそのほかに言えば、要はその政策をするスタッフですね、これは役場の若い人たちを集めていろんな形をされるというふうに今お話されましたけど、365日24時間の、要は結局、放送ですから、これは大変な能力と努力と経費が要ると思うんですよ。こういう経費が今からどうやって出てくるのかね、もう疑問だらけなんですよ。

それで、先にまずその取得をさせてくれということでは、やはり先の見える要は事業体であれば、金額がしっかりしとかないと、後の金額までしっか

り知っとかないと私たちはなかなか認めることが難しいんです、要はですね、 住民の方にも説明がなかなかできない、その辺を含めて御解答いただければ と思います。

議長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田愼一君)

まず、議員さんの第1点目の質問ですけど、ホワイトスペースというのはいわゆるお金はかからないという意味、無料だということですね、これが一番魅力なんです。インターネットを使えばお金かかりますよね、ホワイトスペースは電波ですのでかからないということ。そして、遮へい物がないですからどこでも入ってくると、その人についてくるというようなことでございます。

そして、もう一つはコンテンツの問題をおっしゃいましたけども、長与町役場は別に放送局じゃないわけですので、四六時中番組をつくってるわけじゃなくて、そういう例えば情報とか、それからいろんな催しがあったときにそれを撮って配信するというような形で、放送局としてやるようなことは全くありません、四六時中やってるわけでもありません。だから、それはどういう形でやっていけばいいのかというのは大体の今からの検討課題だと思います。

それから、お金が幾らかかるのかどうかという。ある程度に今言った、いわゆるイニシアルコスト、それからランニングコストというのが出ました。そして検証するのにどのぐらいかかるのか、ホワイトスペースとるのにどのぐらいかかるのかというところまではわかっています。あと、確かにタブレットを買った場合、今1万5,000円ぐらいですね、下がってきて、そのタブレットをじゃあどの時点でどのぐらい買うとどのぐらいになるかというような計算の仕方になります。だから、その分は基数出せといっても、それは無理でございます。ただ、今必要な分は免許に必要なお金、そして実証するためのお金で、そういったもののはっきりわかってるお金は今こういうお金ですということなんですね。

私としては、これはまだ皆さん方にこうして御説明をさせていただくのにもやっぱり随分時間かかるし、確かに今からもっともっとコミュニケーションをとって御理解していただくことも考えていかんだろうと思いますし、そのあたりも一つあるのかなというふうには思います。ただ、今、形でいえば、今からの社会というのが非常にそういった情報化社会の中で、いろいろなものがそれに乗っかって、すばらしいいろんなものができつつあるような時代になってきます、それを長与町としても何とか放送通信を先取りして、そういったものが構築していきたいというやな思いでございます。

議長

(山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興

(山田譲二君)

部 長

その他の御質問につきまして、私の方から御回答したいと思います。

この放送のエリア放送の免許を取るのに特別な資格が必要かということでございますけれども、免許自体は自治体が、長与町が取るものでございます、今考えております。ただし、その免許の取る中の業務でございますけれども、その業務自体につきましてはやはり無線通信事業者といいましょうか、そこにかなり明るい業者そういうかでないと、その機種あるいは電波の一つ一つの検査等も含めまして、書類も含めてですけれども、これは委託をさせていただきたいなということで、委託料という形で今計上をさせていただいてるところでございます。

放送自体の免許が取れた後の運用の話でございますけれども、基本的には 資格者が要ろうかという形で考えております。無線通信何級か、3級以上だったと思いますけども、このような形もありますので、そのあたりも含めながら、町でやれること、委託でやらなければいけないことということを、経費も踏まえて、役場内の労力も踏まえて今後検討することになろうかと思っております。

エリア放送が全体をカバーできないという先ほどお答えしましたけれども、山間部におきましては、今回の12局においては届かないところもあり得ようかという形で見込んでおります。この12局をもし取って運用したということ後につきましては、そこの運用の状況も見ながら、その免許自体をさらにその山間まで必要なのか、そこまで送信局をつくるということも必要でございますので、そのあたりも含めて見きわめていくことになろうかと思います。

それから、ケーブルテレビにつきましては6,000世帯以上ということで御質問がございました。先ほども申し上げましたとおり、ケーブルテレビの加入数というのは6,000世帯以上ございますので、このあたりの対応といいますのはまだ明確に定まってるところではない、手法としては幾らか今申し上げたようなところだと思っておりますけれども、ここは御検討をさせていくことになろうかと思います。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

竹中議員。

20番

(竹中 悟議員)

まず、やはりいろんな不透明な部分がたくさんあるんですね。もう一つ、これは放送関係の方からちょっとお聞きしたんですけど、新しく放送を始めるとなれば、NHKとかNBCとKTN、長崎の民間の放送局あたりの電波が混信する場合があると、そういうときの諸経費とか、そういう分についての専門的なことについてのお金はどうなるのだろうかとか。

それと、コンサルについてですけど、コンサルは何かうわさではすごく近くにおられるという話も聞きますけど、調べたところ、いろんな情報ネットワークはされているようでございますけど、10億とかこの辺の数字までは追いつけるような会社じゃないと思うんですね。ですから当然、長崎、日本全国の有数なコンサルが入ってくるものと私はそういうふうに思っておりますけど、その辺についてお尋ねをいたします。

議長

(山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興

(山田譲二君)

部 長

他の民放局との混信ということでございますけれども、混信しないということがこの制度の前提でございますので、混信しないようになることによって国の免許が受けられるというシステムでございます。もしも混信するような状況でございましたら、先ほど申しましたように、その有益性を踏まえて免許自体をどうするのかということを再考しなければいけないと思いますけれども、まずはその電波の混信がしないということが免許の第一条件でなっておりますので、そこはこの事業をなす上で解決しなければいけないということで思います。おおむね今、町長から申し上げました3局から5局程度の空きスペースはあるのではなかろうかということで、今お願いをしておるところでございます。

それから、エリア放送の委託を行うコンサルの話でございますけれども、 全国に展開しておられる業者さんもおられるようでございます。やはり実績 が数多くある話ではございませんので、そのあたりも踏まえながら、やはり 広くそのあたりは業者さんの御意見を聞きながらやらなければいけないと、 それで経費等も含め、その上で国の免許が取れると、国の免許に耐え得る電 波調査もできて御説明もできてという形になろうかという形を考えておりま す。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

竹中議員。

20番

(竹中 悟議員)

この当議題は総務常任委員会で今からみっちり研究をされるものと、私はそのように思っております。ですからこれ以上質問いたしませんが、最後に、同僚議員たちもおっしゃるように、やはりこの事業というのはお金が要るわけですから、これは住民の血税ですからね、当然住民のやはり理解を得てやるというのが私は筋だと思うんですよ。ですから、ぜひまずはアンケートなりをまずおとりになって、幾ら選挙で公約を出されたかといっても、そこまでは皆さん考えておられないんですよ。ですから、要はその状況ニーズ調査をまずされてから、そしてお進みになった方が、後の問題が出てこないと思うんですね、そういうものをぜひお願いしたいと思います。これは質問なり、その辺について町長はどういうお考えですか。

議長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田愼一君)

私は、これにつきましては、これを公約として出すときにもいろいろ皆さん方とお話をしましてね、こういったものがいいよと、こういったものをやってみようやないかというような話、そういう中でこの情報インフラと。今までは、一番最初に言いましたけども、道路とか目に見えるようなインフラ、これはもうどんどんどんどん

だと、そういう意味での情報インフラをどうやってやったら一番ええやにできるんだろうというのが私の最初につくったねらいでございます。だから、そのあたりのところを十分配慮した上で、この分は出したつもりでございます。

それともう一つは、確かにお金はかかるわけでございますけども、実際時津町も2億5,000万のアナログからデジタルにするのにお金を投資してます、雲仙市も投資してます。ほかのところもたくさん、調べたら投資してます。だから、これはもうデジタルにせんといかんというのは大きな流れでございますんでね、そんときにそれをいかに効率よく大きなものをいろんなものを入れられて、皆さん方にお役に立つと、そういったものを入れた感じでの情報インフラの整備をやっていきたいというのがもともとの気持ちでございますので、よろしくお願いしたいと思ってます。

議 長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

エリア放送を設置するということになると、ちょっと放送コンテンツで防 災災害情報とか行政生活情報、商店街情報とかいうことで発信できるという ことなんですけど、議会の議会情報をタイムリーに、住民の方たちは家にい てこの議会中継が見れるということもあるんですかね。確認したいと思いま す。

議 長

(山口経正議員)

もう少し最後の部分をはっきりこう、質問を明確にしてください。

2番

(安部 都議員)

その議会の中継ですよね、そういったことも行うということですか。

議長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田愼一君)

技術的にはもう十分行えます。あとは皆さん方がそれをするかしないかは、 また御判断が別ですけども、それはできます。

議 長

(山口経正議員)

安部議員。

2番

(安部 都議員)

やはりこういったことも先進的な、画期的なことをするとなると、やはりこういった皆様住民の方たちは議会中継、議会に対してもほとんど知られてないということで、やはりこの傍聴に来るのも大体同じような方たちがほとんど決まってらっしゃるということで、やはりタイムリーにたくさんの方、住民の方たちがこうやって情報を発信して、テレビで家にいながら議会の中継も、ああ、こういうことをやってるのかということをタイムリーに見ることも一つのメリットではないかなというふうには思うんですけども。そして、またそれをまたインターネット化して外部に、町外に流すということも可能

であると思うんですよね、そこら辺はどういうふうに思われますか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

それはもうすべて実現可能でございまして、あとはその運用につきましては今から皆さん方と十分お話をしていただきまして、皆さん方の御希望、そして町民の皆さんがそういったことをやっていただきたいという声が強かったら、それは十分可能であります。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第35号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

場内の時計で11時15分まで休憩します。

(休憩10時58分~11時15分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第36号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田愼一君)

では説明を申し上げます。議案第36号、平成24年度長与町駐車場事業 特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げま す

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ127万4,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ827万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明をいたします。

予算書の2ページをお開きください。2款繰越金1項繰越金は、平成23年度の駐車場事業特別会計決算における剰余金127万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

3ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費、4万2,000 円は12節の役務費で郵便料とリサイクル料を計上いたしております。1款 総務費2項操出金でございますが、一般会計操出金123万2,000円を 計上いたしております。

なお、本補正予算の内容につきましては、補正予算(第1号)に関する説明書をご参照下さい。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第36号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第5、議案第37号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田愼一君)

議案第37号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,729万2,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,892万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。10款1項繰越金は、23年度の繰

次に、歳出につきまして説明いたします。

3ページをお開きください。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、 実績により平成23年度における療養給付費負担金、特定健康診査に対する 国及び県の交付分負担金等と出産育児一時補助金が決定し、返還金が生じま したので計上しております。

12款予備費1項予備費につきましては、23年度実質収支から返還金を差し引いた金額を計上しております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成24年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託 します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第37号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第6、議案第38号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田愼一君)

議案第38号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ75万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億7,864万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。4款1項繰越金に75万3,000 円を増額計上いたしております。平成23年度後期高齢者医療特別会計の精 算による繰越金でございます。

次に、歳出について説明いたします。

3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金に73万4,000円、3款2項繰出金に1万9,000円をそれぞれ増額計上いたしております。平成23年度後期高齢者医療広域連合事務費及び後期高齢者医療保険料の確定に伴う納付金及び一般会計への返還金の補正でございます。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照を賜りたいと思います。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託 します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第38号は、会議規則46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第7、議案第39号、平成24年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田愼一君)

議案第39号、平成24年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号) につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに1,395万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を24億8,581万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入について説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。8款繰越金は1,395万7,000 円を増額計上いたしております。平成23年度介護保険特別会計の精算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

3ページをお開きください。6款1項償還金及び還付加算金は1,395万7,000円を増額計上いたしております。平成23年度介護保険給付費などの確定に伴う国庫負担金等の返還金を計上いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして平成24年度長与町介護保険特別会計補正 予算(第1号)に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照賜りた いと思います。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託 します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第39号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第8、議案第40号、平成24年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田愼一君)

議案第40号、平成24年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、第2条収益的収入及び支出の支出で、第1款下水道事業費2,420万円の増額補正を行い、総額を6億9,437万8,000円といたしております。これは、不明水対策に係る既設汚水管のカメラ調査委託に伴う営業費用の増額でございます。

次に、第3条資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入117万7,

000円の増額補正を行い、総額を5,624万7,000円といたしております。これは、当初に予測していた以上の家屋の建設がなされたため、受益者負担金の賦課が増額されたこと及び一括納付による納付者が多かったことによる受益者負担金の増額と、県の事業主体で丸田郷に建設された二反田ダム下流の河川改修に伴う既設汚水管の布設がえに係る県からの補償金をその他資本収入で計上しております。また、第1款資本的支出で2,000万円の増額補正を行い、総額を4億4,284万5,000円といたしております。これは、県施工の二級河川高田川河川改修工事の施工と時期を合わせて河床下部に汚水管の布設を行うことに伴う建設改良費の増額でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,659万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額851万3,000円、減債積立金2億1,935万6,000円、過年度分損益勘定留保資金8,977万5,000円及び繰越工事資金6,895万4,000円で補てんするものでございます。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、議案の後に補正予算(第1号)に関する説明書を添付いたしております。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、建設産業常任委員会に付託 します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第40号は、会議規則46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

しばらく休憩します。

(休憩11時32分~11時33分)

議長

(山口経正議員)

会議を開きます。

日程第9、議案第41号、平成23年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第42号、平成23年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第43号、平成23

年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、議案第44号、平成23年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議案第45号、平成23年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、議案第46号、平成23年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。 町長。

町 長

(吉田愼一君)

ただいま一括上程をしていただきました議案第41号から議案第46号までの6議案につきましては、私にかわりまして会計管理者の方から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

議長

(山口経正議員)

中山会計管理者。

会計管理者

(中山祐一君)

それでは、ただいま一括上程していただきました議案第41号から第46号までの6議案につきまして、町長にかわりまして提案理由の御説明を申し上げます。

各議案とも地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願い するものでございます。

それでは、議案第41号、平成23年度長与町一般会計歳入歳出決算の認 定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、1 款町税は、調定額47億6,847万1,000円に対し、収入済み額44億3,925万4,859円となり、不納欠損額931万2,003円で、収入未済額は3億1,990万4,138円でございます。なお、町税の収入済み額は、前年度比1,672万6,514円、0.4%の減となっております。

1項町民税は、調定額24億1,336万9,084円に対し、収入済み額22億9,540万2,743円となり、不納欠損額273万6,404円で、収入未済額は1億1,522万9,937円でございます。

2項固定資産税は、調定額17億3,650万9,919円に対し、収入済み額15億6,778万1,872円となり、不納欠損額419万3,640円で、収入未済額は1億6,453万4,407円でございます。

3項軽自動車税は、調定額8,385万8,083円に対し、収入済み額7,664万8,886円となり、不納欠損額154万299円で、収入未済額は566万8,898円でございます。

4項町たばこ税、6項入湯税は、調定額と収入済み額は同額で、町たばこ税は1億9,489万5,245円、入湯税は23万4,720円でございます。

7項都市計画税は、調定額3億3,960万3,949円に対し、収入済み額3億429万1,393円となり、不納欠損額84万1,660円で、収入

未済額は3,447万896円でございます。

2款地方譲与税から次ページの10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、調定額と収入済み額は同額でございますが、そのうち9款地方交付税は前年度比9,576万3,000円、4.8%の増となっております。

11款分担金及び負担金は、調定額2億9,968万8,756円に対し、収入済み額2億7,185万2,156円となり、不納欠損額86万9,700円、収入未済額は2,696万6,900円で、不納欠損額及び収入未済額は保育料でございます。

12款使用料及び手数料は、調定額1億7,732万7,679円に対し、 収入済み額1億5,504万6,030円となり、不納欠損額33万7,50 0円、収入未済額は2,194万4,149円で、不納欠損額及び収入未済額 は町営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料及びし尿収集手数料でございます。

13款国庫支出金は、調定額16億8,357万9,537円に対し、収入済み額15億6,326万2,537円で、収入未済額は1億2,031万7,000円でございますが、これは公立学校施設整備費負担金、活力創出基盤整備総合交付金及び学校施設環境改善交付金でございます。

14款県支出金は、調定額7億4,049万7,393円に対し、収入済み額6億7,445万9,393円で、収入未済額は6,603万8,000円でございますが、これは安心こども基金事業費補助金でございます。

15款財産収入の収入済み額2,378万4,094円は、財産財産売り払い収入が主なものでございます。

16款寄附金の収入済み額48万2,983円は、ふるさと長与応援寄附金が主なものでございます。

5、6ページをお開き願います。17款繰入金の収入済み額3億9,10 3万7,111円は、財政調整基金、地域福祉ボランティア基金及び義務教育施設整備基金からの繰入金が主なものでございます。

1 9 款諸収入の収入未済額 4 4 8 万 6,0 5 0 円は、災害援護資金貸付金元利回収金でございます。

20款町債の収入済み額は16億6,173万3,000円でございます。 歳入合計は、調定額128億1,319万4,826円に対し、収入済み額122億4,301万9,386円で、不納欠損額1,051万9,203円、 収入未済額は5億5,965万6,237円でございます。なお、収入済み額は前年度比9.0%の増となっております。

7、8ページをお開き願います。歳出でございますが、款ごとの支出済み額につきまして前年度に対する増減の主な要因等の御説明を申し上げます。

1款議会費1億8,163万3,507円は、前年度比33.5%の増となっておりますが、議員共済会給付費負担金の増額が主な要因でございます。

2款総務費14億9,118万948円は、前年度比3.2%の増となって おりますが、総務管理費の公有財産購入費が主な要因でございます。

3款民生費38億3,877万2,052円は、前年度比10.2%の増となっておりますが、社会福祉費の国民健康保険特別会計繰出金の増額及び児

童福祉費の公有財産購入費が主な要因でございます。なお、翌年度繰越額1 億384万5,000円は、保育所緊急整備事業等に係るものでございます。

4款衛生費10億3,502万8,751円は、前年度比17.5%の増となっておりますが、保健衛生費の予防接種委託料及び清掃費の長与・時津環境施設組合負担金の増額とし尿投入施設建設事業が主な要因でございます。なお、翌年度繰越額5,173万5,000円は、し尿投入施設建設事業に係るものでございます。

5 款労働費3,502万7,843円は、前年度比8.1%の減となっておりますが、施設改修工事費が主な要因でございます。

6 款農林水産業費 2 億 1,3 2 8 万 7,0 1 3 円は、前年度比 1 4.7%の増となっておりますが、農業費のながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の増額が主な要因でございます。

9、10ページをお開き願います。7款商工費5,205万2,568円は、前年度比2.3%の増となっておりますが、案内板等作製委託料が主な要因でございます。

8款土木費16億2,215万1,353円は、前年度比9.8%の増となっておりますが、道路橋りょう費及び都市計画費の用地購入費及び補償費の増額が主な要因でございます。なお、翌年度繰越額2億6,365万4,000円は、地下水変動調査事業、河川改修事業、長与町土地区画整理特別会計繰出金及び西高田線街路事業に係るものでございます。

9款消防費4億283万2,374円は、前年度比2.8%の増となっておりますが、非常備消防費の広域消防事業負担金の増額が主な要因でございます。

10款教育費13億3,949万2,984円は、前年度比3.0%の増となっておりますが、小学校費の校舎建設事業が主な要因でございます。なお、翌年度繰越額3億1,530万円は、長与小学校校舎建設事業及び体育施設整備事業に係るものでございます。

11款災害復旧費5,388万2,493円は、前年度比334.7%の増となっておりますが、公共土木施設災害復旧費の増額が主な要因でございます。

1 2 款公債費 1 2 億 1, 2 1 7 万 4, 4 4 6 円は、前年度比 1.5% の減となっておりますが、元金と利子の減額によるものでございます。

11、12ページをお開き願います。13款諸支出金15万6,253円は、前年度比62.6%の減となっておりますが、土地開発基金積立金の減額によるものでございます。

歳出合計は、予算現額127億7,055万5,000円に対し、支出総額114億7,767万2,585円となり、翌年度繰越額7億3,453万4,000円で、不用額は5億5,834万8,415円でございます。なお、支出済み額は前年度比7.9%の増となっております。

236ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、 歳入総額122億4,301万9,000円、歳出総額114億7,767万 3,000円、歳入歳出差引額7億6,534万6,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は3億747万9,000円で、実質収支額は4億5,786万7,000円でございます。このうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2億3,000万円といたしております。

237ページ以降には、財産に関する調書を記載しておりますので、御参照を賜りたいと存じます。

以上が一般会計でございます。

次に、議案第42号、平成23年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決 算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、収入済み額につきまして御説明申し上げます。

1 款使用料及び手数料 7 3 3 万 7, 7 9 0 円、 2 款繰越金 1 5 5 万 3, 8 3 6 円が主な歳入で、歳入総額は 8 8 9 万 2, 4 6 9 円となり、前年度比 3 0. 5 %の減となっております。

3、4ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額863万9,000円に対し、支出済み額761万6,640円で、不用額は102万2,360円となり、歳出合計は、前年度比32.3%の減となっておりますが、駐車場施設整備事業費の減額が主な要因でございます。

12ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳 入総額889万2,000円、歳出総額761万7,000円、実質収支額は 127万5,000円となっております。

次に、議案第43号、平成23年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、1款国民健康保険税は、調定額8億6,937万4,195円に対し、収入済み額6億6,491万8,478円となり、不納欠損額836万600円で、収入未済額は1億9,609万5,117円でございます。

2款以降は、収入済み額につきまして御説明申し上げます。

主なものといたしまして、3款国庫支出金12億2,615万2,718円、4款療養給付費交付金3億7,987万5,165円、5款前期高齢者交付金11億1,162万239円、6款県支出金1億8,905万3,337円、7款共同事業交付金4億2,029万9,574円、9款繰入金3億7,014万7,007円でございます。

3、4ページをお開き願います。歳入合計は、調定額46億1,516万4,240円に対し、収入済み額44億1,070万8,523円となり、不納欠損額836万600円で、収入未済額は1億9,609万5,117円でございます。なお、収入済み額は、前年度比10.5%の増となっております

5、6ページをお開き願います。歳出でございますが、支出済み額の主な ものにつきまして御説明申し上げます。 2款保険給付費30億2,088万1,376円、3款後期高齢者支援金4億4,701万4,804円、6款介護納付金1億9,331万3,810円、7款共同事業拠出金4億6,932万3,573円でございます。

7、8ページをお開き願います。歳出合計は、予算現額42億8,762万5,000円に対し、支出済み額42億4,511万6,070円となり、不用額は4,250万8,930円でございます。なお、支出済み額は、前年度比7.7%の増となっておりますが、保険給付費の増が主な要因でございます。

40ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額44億1,070万8,000円、歳出総額42億4,511万6,000円、実質収支額1億6,559万2,000円で、うち基金繰入額は830万円といたしております。

41ページをお開き願います。財産に関する調書の基金でございますが、 基金繰入金として処分いたしましたので決算年度末現在高はゼロ円となって おります。

続きまして、議案第44号、平成23年度長与町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、1款後期 高齢者医療保険料は、調定額2億9,236万200円に対し、収入済み額 2億8,930万4,600円となり、不納欠損額56万8,900円で、収 入未済額は248万6,700円でございます。

その他の主な歳入といたしましては、収入済み額で申し上げますと、3款繰入金が6, 1 2 8 π 6, 1 3 0 円でございます。

歳入合計は、調定額3億5,460万5,837円に対し、収入済み額3億5,155万237円となり、不納欠損額56万8,900円で、収入未済額は248万6,700円でございます。なお、収入済み額は、前年度比3.0%の増となっております。

3、4ページをお開き願います。歳出でございますが、支出済み額で主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億4,543万2,970円でございます。

歳出合計は、予算現額3億5,487万4,000円に対し、支出済み額3億5,079万6,630円となり、不用額は407万7,370円でございます。なお、支出済み額は、前年度比3.0%の増となっております。

14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳 入総額3億5,155万円、歳出総額3億5,079万7,000円、実質収 支額75万3,000円でございます。

次に、議案第45号、平成23年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、調定額4億9,705万950円に対し、収入済み額4億8,270万1,442円となり、不納欠損額89万580円で、収入未

済額は、1,345万8,928円でございます。

その他の主な歳入といたしましては、収入済み額で申し上げますと、3款国庫支出金5億2,358万1,565円、4款支払い基金交付金6億9,072万8,000円、5款県支出金3億2,612万7,077円、7款繰入金3億5,351万7,340円でございます。

3、4ページをお開き願います。歳入合計は、調定額24億5,719万3,744円に対し、収入済み額24億4,284万4,236円となり、不納欠損額89万580円で、収入未済額は1,345万8,928円でございます。なお、収入済み額は、前年度とほぼ同程度のものとなっております。

歳出合計は、予算現額24億7,860万円に対し、支出済額24億51 3万4,194円となり、翌年度繰越額254万1,000円で、不用額は7, 092万4,806円でございます。なお、支出済額は、前年度比1.2%の 増となっております。

7、8ページをお開き願います。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、主な歳入といたしまして、1款サービス収入1,764万2,880円で、歳入合計は、調定額、収入済み額ともに2,055万2,569円でございます。なお、収入済み額は、前年度比7.8%の減となっております。

9、10ページをお開き願います。歳出でございますが、1款事業費支出済額は1,716万5,911円で、前年度比11.5%の減となっております。

42ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、保険事業勘定では、歳入総額24億4,284万4,000円、歳出総額24億513万4,000円、歳入歳出差引額3,771万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は254万1,000円で、実質収支額は3,516万9,000円でございます。介護サービス事業勘定では、歳入総額2,055万2,000円、歳出総額1,716万6,000円、実質収支額は338万6,000円でございます。

43ページをお開き願います。財産に関する調書の基金でございますが、 介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては基金繰入金として処分いた しましたので、決算年度末現在高は0円となっております。

最後に、議案第46号、平成23年度長崎都市計画事業長与町土地区画整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、主なものといたしまして、1款国庫支出金は、調定額2億7,290万円に対し、収入済み額2億422万3,000円で、収入未済額は6,867万7,000円でございます。2款県支出金は、調定額6,090万円に対し、収入済み

額4,777万9,000円で、収入未済額は1,312万1,000円でございます。4款繰入金は、調定額9億2,870万4,000円に対し、収入済み額7億4,630万2,000円で、収入未済額は1億8,240万2,000円でございます。7款町債は、調定額、収入済み額とも1億円でございます。

歳入合計は、調定額14億1,428万9,990円に対し、収入済み額1 1億5,008万9,990円で、収入未済額は2億6,420万円でございます。なお、収入済み額は、前年度比4.4%の減となっております。

3、4ページをお開き願います。歳出でございますが、支出済み額では、 1款土木費9億6,879万5,335円、2款公債費1億5,476万6,5 72円でございます。

歳出合計は、予算現額13億9,278万5,000円に対し、支出済額1 1億2,356万1,907円となり、翌年度繰越額2億6,420万円で、 不用額は502万3,093円でございます。なお、支出済額は、前年度比 2.7%の減となっております。

14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額11億5,008万9,000円、歳出総額11億2,356万1,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は2,652万8,000円でございます。

大変長くなりましたが、以上が議案第41号から議案第46号までの各会 計の歳入歳出決算の説明でございます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書及び主要な施策の成果に 関する報告書を御参照賜りたいと存じます。御審議のほどよろしくお願い申 し上げます。

議長

(山口経正議員)

場内の時計で13時15分まで休憩します。

(休憩12時05分~13時15分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

代表監査

委

(中川勝秀君)

員 皆さん、こんにちは。監査委員の中川です。

それでは、議長から許可をいただきましたので、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、平成23年度長与町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに基金について審査した結果を御報告いたします。

意見書1ページをお開きください。審査の対象として、平成23年度の長 与町一般会計、駐車場事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別 会計、後期高齢者医療特別会計、長崎都市計画事業長与町土地区画整備事業 特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況について実施をいたしました。 審査の期間は、平成24年7月17日から8月3日まで行いました。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、会計管理者、各部長、各課長、関係職員の出席を求め、説明を聴取し、関係法令に準拠し調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理運営は適正であるか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類との照合など、通常実施すべき書類審査方法のほか現地調査、備品調査も実施し、慎重に審査を行いました。

提出された資料の計数審査の結果、一般会計及び特別会計決算は関係法令 に準拠し作成され、決算計数は関係諸帳簿と証拠書類を照合した結果、誤り のないものと認めました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿と証拠書類は 符合しており、誤りないものと認めました。

次に、国保関係は24ページに記載していますが、一般会計からの一時運用が頻繁に行われています。また、国保財政調整基金は、本年度全額繰り入れました。財政は非常に厳しい状況に陥り、平成24年度から税率改正が行われています。収納率は前年度より向上しましたが、収納未済額は1億9,600万円、不納欠損額も836万円と多額であります。また、医療費の増加などにより、一般会計から7,000万円の法定外繰り入れがなされていますが、次年度以降において繰入額で調整される予定であります。このことから、さらなる医療費抑制策の推進、保険税収納率の向上対策が必要であります。

次に、基金の運用状況は48ページに記載をしています。土地開発基金で、 買い戻し等に関する管理規則の制定、条例で定める基金額300万円も現状 と乖離しており、改善を求めました。

各会計と基金の詳細につきましては、2ページから49ページに記載をしていますので御参照をください。

50ページをお開きください。平成23年度は、東日本大震災や原子力発電所の放射性物質漏れ事故への対応など国政の混迷もあり先の見通しのない1年でありましたが、堅実な決算ができたことは執行部の努力と議会の適正な判断の結果によるものであります。一般会計及び特別会計は2ページから4ページの第1表に記載のとおり、いずれの会計も黒字決算となっています。合算した歳入歳出差引額は約10億円で、前年度比約2億3,800万円増加しています。経済情勢は依然厳しい状況の中で、主な事業として、継続事業を初め長与小学校校舎建設及びし尿投入施設建設に着手、ボランティアによる多目的広場の芝生化などで的確な行政運営に努め、予算執行は所期の目的をおおむね達成したものと評価をいたします。

15ページ、第6表の財源別歳入状況は、自主財源は約3億8,400万円増加しているが、町税は約1,700万円減少し、構成比は右肩下がりが続いています。一方、依存財源は約6億3,000万円増加しています。主

要因は町債約4億1,300万円などの増加であります。

21ページ、第10表の町債残高は、長与小学校校舎建設の3億3,600万円などで約6億4,300万円増加し、約127億1,100万円となっていますが、後年度に交付税として補てんされます臨時財政対策債を除くと約79億円になります。一方、基金は約3億100万円減少し、約50億2,000万円となっています。町民の税金を長期にわたって積み立てた財産であり、適切に管理、運用されていました。町財政の懸案となっている収入未済額は、町税等の滞納分は一般、特別会計で約5億8,500万円、不納欠損額は約2,000万円となっています。いずれも前年度より減少し、徴収努力は認められますが、依然として高どまりの状況は続いています。税負担等の公平性、歳入確保からの納税者との面談、諸相談を通じたさらなる徴収努力を求めました。23年10月に長与町町税等徴収対策本部が設置されましたが、初年度ということもあり、成果としては物足りなさを感じました。今後は設置目的に照らした活発な活動を求めました。

また、全庁的な徴収体制の連携で滞納整理を図るためには、滞納者の名寄せ管理が課題であります。県内の自治体では債券の一元管理に向けて検討されており、本町でも検討すべきと考えます。納税意識の啓発活動、相談活動の一緒の取り組みで確実に町税、使用料などが確保されることを期待します。次に、事務処理はおおむね良好でありましたが、次の点で指摘を行っています。

1点目、固定資産税及び都市計画税の返還事務で、長与町固定資産税及び 都市計画税誤りによる返還金支払い要綱に定める法定相続人及び共有者の意 思確認書類が徴収されていません。後日の紛争防止のために、要綱を遵守し た事務処理を求めました。

2点目、固有財産の売却に当たって、契約前に管理地による造成工事を認めて施行し、承認承諾書を発行している。通常の売買にはなじまない方法でありました。また、財産評価委員会規則で委員会の運営に必要な事項を定めるとしているが、定めがない。運営要綱を定めることを求めました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく判断の要必要については、前年度同様健全化基準を大きくクリアしており、問題はない。

最後に、今後多額の資金を要する保育所の建設、ごみ消却施設建設などによる公債費の増加、また社会保障費の増加なども憂慮されます。一方で、行政の効率化と質の高いサービス提供が求められています。自治体の自己責任も求められることから、引き続き事業の選別化、重点化に努める必要があります。町の発展と町民福祉の向上に最善の努力をされるよう期待して、一般会計及び特別会計の決算審査報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第41号について、質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番 (吉岡清彦議員)

では、一般会計の決算について、ちょっと質問いたします。

76、77ページですね、その中で総務管理費、財産管理、委託料、その中で不動産鑑定委託料というのが34万6,500円上がっていますけども、この中身について、その明細、場所、面積、目的、それについてよろしくお願いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

管財課長。

管財課長 (山下多喜男君)

お答えいたします。これにつきましては、土地の払い下げに伴いまして4件ほど土地の評価を行っております。場所につきましては、吉無田郷と高田郷、嬉里郷、そして長与駅トイレなども行っております。4件でございます。

議 長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

[テープ中断]

議 長 (山口経正議員)

会議を開きます。

場内の時計で13時45分まで休憩します。

(休憩13時34分~13時45分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

管財課長。

管財課長 (山下多喜男君)

どうも申しわけございませんでした。それでは申し上げます。

地番でございますけれども、長与町嬉里郷1290番4、ほか2筆で736.55平米、2件目でございますけれども、高田南土地区画整理内5街区5の3が349.61平方メートル、吉無田郷字横田2048番の5、ここは226.51平方メートル、そして長与駅のトイレでございますけれども、吉無田郷269番地9、34.2平方メートルでございます。4件でございます。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 │ (吉岡清彦議員)

番地、面積はわかりました。

そこで、ページを戻って、46、47ページに財産売り払い収入、不動産の売り払い収入が1,687万ですかね、出ております。この内訳をよろしく、この内訳ですね、場所及びその金額、お願いします。

議 長 (山口経正議員)

管財課長。

管財課長 (山下多喜男君)

ここ4件でございまして、高田郷の分ですけれども、これが349平方メ

ートルで1,180万円、それから三根郷でございますけれども、55.59 平方メートルで12万2,494円、それから吉無田郷が2件ございまして、1件目が3.6平方メートルで6万5,840円、もう1件が223.79平 方メートルで219万7,841円でございます。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第42号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第45号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について、質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

議案第46号ですね、土地区画整理事業の決算で少しお伺いしたいと思います。毎回お伺いするところですが、これまでも特別委員会等で報告があっておりましたが、再度、決算の議案提案ということで改めてお伺いします。

事業費ベースで23年度終了が83.1%という数字が出ております。これでやる各工事、内容等々における23年度の到達率というのを教えていただきたいというふうに思います。

議長

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備

(日野 勉君)

課 長

各業種ごとの23年度末完了の進捗を申し上げます。

宅地造成が56.3%、幹線道路66.5%、区画道路42.4%。道路につきましては、1路線が長期にわたりまして、そこがまず供用開始してからのパーセントになりますので、断っておきますけども、全部が完了しなかった場合は、そこの部分はこの率の中に含まれておりません。それから、公園緑地が38.7%、河川水路が46.2%、家屋移転が87.9%。以上です。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

22年度の決算末でお伺いしたときに、このときに道路築造分のパーセントも答えていただいてたのかなと思うんですが、これはどうとらえていいですかね、そのことを一つと、よくそういう完成断面だというふうな形で言われます、そういう意味では、23年度で着工してる部分を含めるとどれくらいになるものなのか、その辺が数字が出ますでしょうか。お願いしたいと思

います。

議 長 (

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備

(日野 勉君)

課 長

事業の方は県に委託しておりまして、完了した後に、例えば県のなら県へ、町のなら町の道路管理者の方に供用開始を受けますので、着工した分までは 把握しておりません。以上です。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

さきに質問したその22年度末のときの決算時では道路築造分という形で 進捗率を答えていただいてるんですが、その分については出ますでしょうか。 よろしくお願いします。

議長

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備

(日野 勉君)

課 長

済みません、今回ちょっと宅造と道路と分けておりますので、出ません。 以上です。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

ただいま、議題となっています議案第41号、議案第42号は総務常任委員会に、議案第43号、議案第44号、議案第45号は文教厚生常任委員会に、議案第46号は建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案第41号から議案第46号は、 会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了する よう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第49号は、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第15、議案第47号、平成23年度長与町水道事業余剰金の処分及 び決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田愼一君)

それでは、議案第47号、平成23年度長与町水道事業剰余金の処分及び

決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

決算書の1、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入におきましては、予算額6億9,944万2,000円に対し、決算額は7億514万7,472円となり、570万5,472円の増収となっております。これは上水道水道料金及び分岐料などのその他営業収益の増が主なものでございます。

支出におきましては、予算額 5 億 8 , 7 1 5 π 4 , 0 0 0 円に対し、決算額は 5 億 4 , 7 8 4 π 2 , 6 0 3 円となり、 3 , 9 3 1 π 1 , 3 9 7 円の不用額となっております。これは、維持管理費などの減額が主なものでございます。

3、4ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額1,078万7,000円に対し、決算額は1,157万5,100円となり、78万8,100円の増収となっております。これは、負担金の増によるものでございます。

支出におきましては、22年度からの繰越額800万円を含め、予算額3億5,718万7,000円に対し、決算額は3億4,516万8,999円となり、1,201万8,001円の不用額となっております。これは、建設改良費の減額が主なものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億3,359万3,899円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,007万145円、過年度分損益勘定留保資金1,000万円、当年度分損益勘定留保資金1億1,123万6,598円、減債積立金1億1,957万279円及び建設改良積立金8,271万6,877円で補てんをいたしております。

棚卸資産購入限度額の執行額は476万4,573円でございます。

5、6ページをお開き願います。ここに計上しております損益計算書は、税抜き計算となっております。営業収支におきましては1億9,372万4,304円の営業利益となり、営業外収支におきましては4,509万754円の損失となりました。その結果、経常収支におきましては164,863万3,550円の経常利益となっております。また、特別収支におきましては162万5,709円の損失となり、以上の結果、当年度純利益は164,700万7,841円でございます。これに前年度繰越利益剰余金326円を加え、当年度未処分利益剰余金は164,700万8,167円でございます。

剰余金計算書及び剰余金処分計算書の様式は、平成23年4月28日に成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく地方公営企業法等の一部改正により、施行日である平成24年4月1日以降においては新様式で作成する必要が生じたことによるものであり、また、剰余金処分に関しましても、地方公営企業法の改正により議会の議決が必要となりました。剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金処分額として減債積立金に1億1,800万円を、また建設改良積立金に2,900万8,000円を積み立てる予定であり、この剰余金処分に関して議会の議決を求めるものでございます。これに

より、翌年度繰越利益剰余金は167円でございます。

以上が平成23年度長与町水道事業決算書の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(山口経正議員)

次に、監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

しばらく休憩します。

会議を開きます。

失礼いたしました。

次に、日程第16、議案第48号、平成23年度長与町下水道事業余剰金の処分及び決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田愼一君)

それでは、議案第48号、平成23年度長与町下水道事業剰余金の処分及 び決算認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

決算書の1、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入におきましては、予算額8億7,315万4,000円に対し、決算額は8億8,492万343円となり、1,176万6,343円の増収となっております。これは、営業外収益の増が主なものでございます。

支出におきましては、予算額 7 億 2 3 5 万 6,000円に対し、決算額は 6 億 9,008 万 6,506円となり、1,226 万 9,494円の不用額となっております。これは、営業費用および営業外費用の減が主なものでございます。

3、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額 9 億 7 , 4 9 3 万円に対し、決算額は、8 億 6 , 9 2 3 万 2 7 3 円となり、1 億 5 6 9 万 9 , 7 2 7 円の減収となっております。これは、企業債及び国庫補助金の減が主なものでございます。

支出におきましては、22年度繰越額 1 億 8, 600 万円を含め、予算額 13 億 7, 965 万円に対し、決算額は 12 億 2, 539 万 8, 899 円となり、翌年度繰越額が 6, 895 万 4, 000 円で、8, 529 万 7, 101 円の不用額となっております。これは、建設改良費の減額が主なものでございます。

なお、資本的収入額(翌年度への繰越工事資金6,895万4,000円を除く)が資本的支出額に不足する額4億2,512万2,626円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,410万5,387円、過年度分損益勘定留保資金1億6,959万119円、減債積立金4,542万7,120円、繰越工事資金1億8,600万円で補てんをいたしております。

5ページをお開き願います。ここに計上いたしております損益計算書は、 税抜き計算となっております。営業収支におきましては7,590万278 円の営業利益となり、営業外収支におきましては8,577万6,908円の 利益となりました。その結果、経常収支におきましては1億6,167万7,186円の経常利益となっております。また、特別収支におきましては135万7,836円の損失となり、以上の結果、当年度純利益は1億6,031万9,350円でございます。

6ページをお開き願います。計算書の様式につきましては、地方公営企業法の一部改正に基づき、新たな様式で作成しております、また、剰余金処分に関しても、地方公営企業法の改正により議会の議決が必要となっております。剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金処分額として減債積立金に1億3,031万9,350円、及び建設改良積立金に3,00万円を積み立てる予定であり、議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案第48号、平成23年度長与町下水道事業決算書の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(山口経正議員)

次に、監査委員より、ただいま一括上程いたしました2議案に係る決算審 査の報告を求めます。

代表監査委員。

代表監査 委員

(中川勝秀君)

監査委員の中川です。またよろしくお願いします。

それでは、議長の許可を得ましたので、地方公営企業法第30条第2項の 規定により、平成23年度長与町水道事業会計、下水道事業会計の決算につ いて審査した結果を御報告いたします。お手元の意見書を御参照ください。

審査の期間は、平成24年7月5日から6日の2日間実施しました。

審査の方法は、町長から提出された決算報告書及び財務諸表、決算附属書類など、法令で定められた書類について、水道局長、各課長、関係職員及び会計管理者、会計課長の出席を求め、説明を聴取し、決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態を把握し、経済性の発揮、公共性の確保を主眼として審査を行いました。

審査の結果として、各会計の決算報告書、財務諸表及びその他の書類は地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、その計数は正確で、平成23年度における経営成績及び当該年度末の財政状況は適切に表示されていました。また、当年度における各事業の予算執行の結果は適正に執行されていると認めました。

なお、水道事業会計の詳細につきましては、2ページから4ページは業務状況、4ページから5ページは経営成績、6ページから9ページは財政状態を記載しておりますので御参照ください。

では、決算の概要について御説明いたします。

給水人口は3万8,836人で、前年度比561人減少し、市給水戸数は 1万5,309戸で、前年度比137戸増加しています。また、年間配水量 は3万9,760立方メートル減少し、有収水量も2万7,435立方メート ル減少しています。

次に、経営分析ですが、継続的な漏水調査により、有収率は93.1%と

高い数値を維持し、効率配水が図られています。施設利用率は、配水能力に対して57.5%、供給単価は190円4銭で、給水原価は153円20銭であり、収益は36円84銭となり、良好な数値であります。

次に、職員1人当たりの給水人口は2,774人、有収水量は24万4,033立方メートル、営業収益は4,781万5,000円で年々増加するのが望ましいが、これには職員数が大きく影響することから、いかに少ない職員数で事業運営を維持していくかが今後の課題であります。

次に財務分析ですが、自己資本構成比率は84.2%で、投資財源のうち自己資本比率が大きいほど経営が安定しています。固定資産対長期資本比率は92%で、総資本のうち固定資産が自己資本によって賄われるかを示す数値で、100%以下が望ましいとされています。流動比率は524.8%で、財政能力を示す期間比率で、流動資産が流動負債の2倍以上が望ましく、理想的な比率は200%以上であります。総収支比率は128%で、収益と費用の相対的な関連を示すもので、高いほど良好であります。営業収支比率は140.1%で、営業収益と営業費用を対比し業務活動の能率を示すもので、100%を超えることが望ましいとなっています。次に、企業債償還元金対減価償却費比率は111.6%で、低いほど再投資能力があります。料金収入対企業債償還管理金比率は25.3%で、料金収入に対する割合で低いほど良好であります。以上、各指数は全国類似団体と比較してもおおむね良好な数値となっています。

最後に、決算の事業収支は、総収益6億7,205万3,505円、総費用5億2,504万5,664円で、純利益は1億4,700万7,841円であり、堅実な推移でありますが、未収金が約1,550万円、不納欠損は約144万円処分しています。毎月停水、分割納入など滞納解消の努力は認めますが、長与町町税等徴収対策本部とさらに連携し、引き続き収納改善に努められたい。

住民の日常生活に欠かすことができない事業であり、安全、安定供給と水質保全は今後も永久的な向上を目標として努力されることと、中長期計画のもと水源確保、老朽管更新、浄水場設備改良、耐震化対策などの投資が必要で、安定経営の収益確保が求められますので、将来を見詰めたさらなる合理的経営を期待します。

次に、下水道事業会計であります。11ページは業務状況、12ページから13ページは経営成績、14ページから17ページは財政状態を記載しておりますので御参照ください。

では、決算の概要について御説明いたします。

水洗化人口は3万9,843人、水洗化戸数1万5,302戸、普及率99.5%、水洗化率98.4%となっています。整備済み区域の未水洗化は163戸あります。

下水道事業の経営状況については、経営分析及び財務分析が次のとおりであります。

初めに、経営分析では、有収率は年間汚水処理水量に対する年間有収水量

の割合で、高いほど望ましく、75.2%でありますが、前年度より4%ほど低下し、早急な対策が必要です。使用料単価は、年間有収水量に対する使用料収入の割合は174円44銭で、汚水処理原価は年間有収水量に対する汚水処理費の割合で191円20銭となっており、16円76銭の原価割れとなっています。これは、浄化センターの大規模改築に伴う除却費特定収入消費税の増で、一時的なものであります。今後も汚水処理費の効率的な経営努力が必要であります。

次に、財務分析では、自己資本構成比率は投資財源のうち自己資本の割合 比率が大であるほど経営の安全性を示すもので、75.8%となっておりま す。固定資産対長期資本比率は総資本のうち固定資産が自己資本によって賄 われるかを示す数値で、100%以下が望ましく、95.3%になっていま す。流動比率は財政能力を示す期間比率で、流動資産が流動負債の2倍以上 が望ましく、理想的な比率は200%以上であり、715.4%となってい る。総収支比率は収益と費用の相対的な関連を示すもので、高いほど良好で あり、123.6%となっている。営業収支比率は営業活動によって営業収 益と営業費用を対比して業務活動の能率を示すもので、経営活動の誠意が判 断され、100%を超えることが望ましく、113.9%で前年度より13. 3%減少しているのは、営業費用のうち固定資産受託による資産消耗品費の 増で、一時的に低くなっています。企業債償還元金対減価償却比率は数値が 低いほど再投資能力があり、111.7%となっています。使用料収入は、 対企業債償還元利金比率は使用料収入に対して低いほど良好で、53.8% となっています。以上、各指数は全国類似団体と比較してもおおむね良好な 数値となっています。

最後に、決算の事業収支は、総収益 8 億 3,9 5 9 万 4,0 4 6 円、総費用 6 億 7,9 2 7 万 4,6 9 6 円で、純利益 1 億 6,0 3 1 万 9,3 5 0 円となっております。企業債は、年度末残高 3 8 億 3,3 6 6 万円で、1 億 6,0 9 7 万円増加し、社債額は 5 5 5 万円減少している。これは、これまでの繰り上げ償還の成果であります。

次に、事業運営での重要課題である不明水が増加していることから、原因 究明のさらなる研究、努力を期待します。下水道事業は健全な水環境の確保、 そして健康で安心・安全な快適で潤いのある暮らしの確保のため、ますます 重要な役割であり、今後も施設整備、管更新など大きな投資が見込まれるこ とから、長期的視点に立った効率な経営に努められたい。

以上で水道及び下水道事業の決算審査の報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第47号について、質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

18番。決算の数値に直接的関係ないんですが、先ほどの監査委員の報告

の中でありました、何といいますか、未収金、不納欠損のところで、毎月停水、分割納入というところで徴収努力をされてるということですが、この停水の問題といいますか、まず水がなければ、人が生きていく上で生存していくことは不可能です。そういう意味では、この停水にかかわるときに、どういうような形で停水をされていこうとしてるものなのか。それともう一つ、この23年度中における停水をした件数があれば教えていただきたいと思います。

議長

(山口経正議員)

水道課長。

水道課長

(谷口一美君)

お答えいたします。まず、停水の執行でございますが、通常、順序としまして、当該月よりか大体3カ月ぐらい前までを対象にしまして催告状を発送をいたします。そして、その催告を発送した月、月末を大体納期限としまして、その後に執行予告通知を発送いたします。そして、それでも連絡がないとかいう形の場合に、初めて停水をいたします。もちろん、停水をする場合でも住民の方と直接お話をしたりして、留守の家も結構ございますが、極力停水をしない方向でそのときに会って面談をしまして、後日来ていただくとか、そのときに一部納入をしていただくとか、そういった形で極力停水はしないようにしておりますが、どうしてもやっぱり20件、その日、停水日に関していえば、大体15件から20件ぐらいは残ってしまいます。

そして、大体停水をする件数でございますが、当初予定では大体150件 ぐらいを予定をして、3班から4班、2人一組で町内全域を回っております。 実際とめるのは、そのうちの50件ぐらいかなと、平均してでございますが、 現状はそういうことになっております。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第48号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま一括議題となっています議案第47号、議案第48号は、建設常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第47号、議案第48号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第47号、議案第48号は、9月20日までに終了するよう

期限をつけることに決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。 お疲れさまでした。

(散会 14時24分)